

社会福祉法人湖北会理事、監事および評議員の報酬ならびに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖北会（以下「この法人」という。）の定款第9条および第23条の規定に基づき、理事、監事および評議員の報酬ならびに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人に週の内、概ね3日程度の業務に服する理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に業務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間4,500万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬金額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表1「常勤理事報酬表」、別表2「職員兼務理事報酬表」に定めるとおりとする。

4 各々の全理事の月額報酬は、別表1「常勤理事月額報酬表」、別表2「職員兼務理事報酬表」および別表3「非常勤理事報酬表」の内から、評議員会の承認を得て決定するものとする。

5 各々の監事の報酬は、別表4「監事報酬表」を参考に、評議員会において決めるものとする。

6 個々の評議員の報酬は、別表5「評議員報酬表」に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員および評議員がその業務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 非常勤理事、監事および評議員が理事会、評議員会等に出席した場合や、監事が事業所監査を行った場合は、この法人の湖北会旅費規程手当に基づき、交通費を支払うことができる。
- 3 役員および評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、湖北会旅費規程に準じて、出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

- 第6条 常勤理事の報酬等（旅費は除く）は、毎月末に支払うものとする。なお、その日が休日の場合は、その前日とする。ただし、旅費はその都度支払うものとする。
- 2 職員兼務理事の報酬等（旅費は除く）は、給与支給日に支給する。なお、その日が休日の場合は、その前日とする。ただし、旅費はその都度支払うものとする。
 - 3 非常勤理事および評議員の報酬等ならびに旅費は、その都度支払うものとする。

（報酬の支払い方法）

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意が得られれば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

（補足）

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

別表1 常勤理事報酬表

理 事 長	月額300,000円
-------	------------

別表2 職員兼務理事報酬表

常 勤 理 事 (理事長)	月額 15,000円
常 勤 理 事 (常務理事)	月額 10,000円
常 勤 理 事 (理 事)	月額 5,000円

* 給与に加え上記の報酬を支給する。

別表3 非常勤理事報酬表

業 務 内 容	金 額
理事会等への参加（理事会等への出席の都度支払う）	1回または1日5,000円 および源泉徴収税

* 理事会等への出席の都度

別表4 監事報酬表

業 務 内 容	金 額
理事会・評議員会等への参加（理事会・評議員会等への出席の都度支払う）	1回または1日5,000円 および源泉徴収税
一監査期間	50,000円および源泉徴収税

* 一監査期間とは、上半期（4月～9月）又は、下半期（10月～3月）に対する監査実施期間をいう。

別表5 評議員報酬表

業 務 内 容	金 額
評議員会等への参加（評議員会等への出席の都度支払う）	1回または1日5,000円 および源泉徴収税